

薬生発0315第1号
令和3年3月15日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第47号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる4物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① $N-(1\text{-アミノ}-3,3\text{-ジメチル}-1\text{-オキソブタン}-2\text{-イル})-1\text{-ブチル}-1H\text{-}\text{インダゾール}-3\text{-カルボキサミド}$ 及びその塩類
- ② エチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート及びその塩類
- ③ $3-\{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル\}-1H\text{-インドール}-4\text{-イル=アセテート}$ 及びその塩類
- ④ $1-[1-(3\text{-フルオロフェニル)シクロヘキシル}]ピペリジン$ 及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和3年3月 15 日)から起算して 10 日を経過した日(令和3年3月 25 日)から施行する。

〔省 令〕

目 次

(号外)
独立行政法人国立印刷局

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(厚生労働省令四七)

○厚生労働省令第四十七号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(厚生労働省令四七)の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日 厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(厚生労働省令四七)の一部を改正する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十五項の規定に基づき、医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十号)の一部を次の表のように改正する。

令

省 令

略

第一条规定 薬物の指定
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)

二十九 N-(一-アミノ-三-三-ジメチル-一-オキソブタン-二-イル)-
チル-一-オキソブタン-二-イル)-
一-ブチル-一H-インダゾール-三-カルボキサミド及びその塩類

二十九 N-(一-アミノ-三-三-ジメチル-一-オキソブタン-二-イル)-
一-(五-フルオロベンチル)-
インダゾール-三-カルボキサミド及びその塩類

第一条规定 薬物の指定
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

二十九 (新設)
三十 (略)

二十九 N-(一-アミノ-三-三-ジメチル-一-オキソブタン-二-イル)-
一-(五-フルオロベンチル)-
インダゾール-三-カルボキサミド及びその塩類

三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)

二十九 N-(一-アミノ-三-三-ジメチル-一-オキソブタン-二-イル)-
一-(五-フルオロベンチル)-
インダゾール-三-カルボキサミド及びその塩類

六十三 ニル) 二一 (ビペリジン) 二一イル アセテート及びその塩類	六十四 (略)	六十五 六十九 (略)	六十六 六十七 (略)
七十一 三一 二一 [エチル ブロピル] アミノ] エチル 一H-イソブチル 四-イルリアセテート及びその塩類	七十二 (略)	七十三 百七十五 (略)	六十九 N-エチル-2-[1-(五フルオロベンチル)-1-H-イソブチル]-3-カルボキサミド] 一三-メチルブタノアート及びその塩類 (新設)
百七十六 (略)	百七十七 百七十八 (略) その塩類	百七十九 二百九十八 (略)	七十一 百七十二 (略)
百七十七 二ル シクロベキシル] ビペリジン及び その塩類	百七十八 (略)	百七十九 二百九十八 (略)	七十二 百七十三 二一 (インプロピルアミノ) ベンタニーオン及びその塩類 (新設)
百七十九 二百九十九 (略)	百七十四 一 (四フルオロフェニル) ビペラジン及びその塩類	百七十五 二百九十四 (略)	七十三 百七十四 一 (四フルオロフェニル) ビペラジン及びその塩類

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正)

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和三年厚生労働省令第十五号)第十四条第五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十二」を「二百九十六」に、「二百九十三」を「二百九十七」に、「二百九十四」を「二百九十八」に改め、同表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の表改正前欄に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十二」を「二百九十六」に、「二百九十三」を「二百九十七」に、「二百九十四」を「二百九十八」に改め、同表改正後欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の表第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十二」を「二百九十六」に、「二百九十三」を「二百九十七」に、「二百九十四」を「二百九十八」に改める。